

西ノ島町デジタル防災行政無線（同報系）施設等実施設計業務
公募型プロポーザル募集要領

平成30年10月
西ノ島町総務課

1. 目的

本町の災害対応業務において、ホワイトボード等による管理、県防災システムとFAXによる関係機関への情報共有手段が混在し、すべての情報を可視化することが困難となっている。災害情報の収集・分析・共有に大きな手間がかかっており、町、県、関係機関間において災害情報がよりシームレスにやりとりできる情報伝達システム（以下「新システム」という。）が必要である。

西ノ島町は、現在アナログ防災行政無線（同報系）を導入しており、施設の老朽化に伴い、同報系デジタル防災行政無線システムを整備するが、既設のアナログ防災行政無線施設をそのままデジタル方式に置き換えるのではなく、既設の光ファイバ網等のインフラ及び近年における災害状況等を十分に考慮して、災害対応業務の効率化や避難勧告等の迅速な意思決定の支援に繋がる新システムを整備することを目的とする。

そのため、単なる価格競争による入札ではなく、設計者の企画力、技術力及び経験等を活かした公募型プロポーザル方式とすることとした。

なお、Jアラートや、島根県防災情報システム、西ノ島町自主放送システムと連携できる拡張性の高いシステムを整備するものとする。

2. 概要

- | | |
|------------------|--|
| (1) 業務名 | 西ノ島町デジタル防災行政無線（同報系）施設等実施設計業務 |
| (2) 業務内容 | 西ノ島町デジタル防災行政無線（同報系）施設等実施設計業務仕様書参照（以下「仕様書」という。）【資料1】のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約日の翌日から平成31年3月15日まで |
| (4) 履行場所 | 西ノ島町全域 |
| (5) 契約方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |
| (6) 提案上限額 | 9,500千円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は、本業務を遂行する上での概算経費を表示するものであり、契約金額とするものではない。見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。 |
| (7) 提案事業費
限度額 | 370,000千円 |

3. 提案参加資格

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 公告の日現在において、西ノ島町の入札参加資格者指名停止の措置を受けていない者であると。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (6) 当該工事に類似する工事の実績が十分にあること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法

同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。

- (8) 平成19年4月1日以降、国又は地方公共団体が発注した通信設備に係る基本構想、整備計画などの基本設計及び詳細設計業務を元請として締結し、履行した実績があること。実績については、現在業務実施中のものを含むこととし、また、本社、支店または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- (9) 中国地方に本社、支店、または営業等を有すること。

4. 募集要領等配付

- (1) 配布期間 平成30年10月18日(木)から平成30年11月7日(水)まで
- (2) 配布場所 島根県隠岐郡西ノ島町浦郷534番地
西ノ島町役場総務課危機管理係
- (3) 配布方法 配布場所で直接受取るか、西ノ島町ホームページからダウンロードすること
HPアドレス <http://www.town.nishinoshima.shimane.jp/>
*窓口での配布時間は午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く。)

5. 評価基準

「評価基準書」【資料2】のとおり

6. 選考方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 防災行政無線(同報系)デジタル化事業プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において選考し、委員会の評価に基づき町長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき企画提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。
- (8) 委員会による審査経過については、公表しない。また、選考の結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。

7. 募集要領等に関する質問・回答

- (1) 受付期間 平成30年10月18日(木)から平成30年11月2日(金)まで
- (2) 受付方法 質問書【様式5】に質問事項を記載し、事務局(後述)宛てに電子メールで提出するものとする。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。
- (3) 回答方法 回答は、質問内容と併せて電子メールで平成30年11月7日(水)

までに回答する。

8. 参加申込書の提出

提案への参加を希望する者は、以下により参加申込みを提出するものとする。

(1) 提出種類及び部数

ア 提案参加申込書（以下「申込書」という。）【様式1】 1部

イ 誓約書【様式2】 1部

ウ 参加資格確認書類（以下は、発行日から3ヶ月以内のもの）

① 法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本 1部

② 会社概要書又は履歴書 1部

エ 業務実績のわかる書類（以下「業務実績」という。） 1部

(2) 申込書の提出方法及び期限

ア 提出方法 郵送又は持参による

イ 提出期限 平成30年11月9日（金）までに提出すること。なお、郵送の場合は、同日午後5時までの必着とする。

(3) 提出先

事務局：西ノ島町役場総務課危機管理係

〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町浦郷534番地

TEL 08514-6-0101（課直通）

FAX 08514-6-0683

e-mail soumuka@town.nishinoshima.shimane.jp

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、平成30年11月15日（木）までに電子メールにて通知する。

(5) 辞退

申込書を提出した後に、辞退する場合は、辞退届【様式4】を提出すること。

9. 企画提案書の提出

参加資格審査の結果通知により、参加資格が認められた者は、下記により提案書を作成、提出すること。

(1) 提出種類及び部数

ア 提案書（任意様式） 8部

イ 見積書及び内訳（任意様式） 1部

ウ 委任状【様式3】 1部

(2) 提出方法及び期限

ア 提出方法
郵送又は持参による。

イ 提出期限
平成30年11月22日（木）午後3時までに提出すること。なお、郵送の場合は、同日午後3時までの必着とする。

(3) 提出先

- 8 (3) に同じ。
- (4) 提案書の作成に係る留意事項
- ア 提出書類は、自由書式とし、原則A4判で、目次を除き本文にページ数を付すこと。
 - イ 提案書は、A4横置き、横書きとすること。
(必要に応じて、A3を使用することも可とする。)
 - ウ 提案書は、両面印刷で作成すること。
 - エ 提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。
 - オ 提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。
 - カ 提案書は、書面で提出するほか、同内容を記録した電子媒体も合わせて提出すること。
 - キ 提案書の作成にあたっては、「西ノ島町デジタル防災行政無線（同報系）施設等実施設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って、項目番号を付して記述すること。
- (5) 見積書の作成に係る留意事項
- ア 消費税抜きと消費税込み費用が分かるように記述すること。
 - イ 様式は任意とする。

10. 提案書記載事項

- (1) 新システム整備基本方針の策定手順
- (2) 西ノ島町に最適な新システムの提案
 - ※提案書には、提案システムの概算整備工事費及び維持管理費を盛り込むこと。なお、概算費用の算出においては、仕様書に留意すること。中継局、屋外拡声子局等の数量は以下のとおりとする。維持管理費は10年間分を算出すること。戸別受信機：1,600（全世帯及び指定避難所等へ配布）とする。
 - ※住民の費用負担は考えない。
 - 屋外拡声子局：21局
 - 土砂災害警戒区域内の居住エリアに伝達できる数量とする。
 - なお、アンサーバックは上記の屋外拡声子局の内、15箇所とする。
 - 基地局、中継局又は簡易中継局：戸別受信機及び屋外拡声子局をカバーできるための必要数とする。
- (3) 提案者の実績
- (4) 業務計画スケジュール

11. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時、場所
 - 平成30年11月29日（木）（予定）西ノ島町役場
 - （※詳細な時間や実施場所については、後日、別途通知する。）
- (2) 提案時間
 - 1者につき30分程度
 - プレゼンテーションを20分程度とし、その後ヒアリングを10分程度行う。
- (3) 出席者1者につき3名までとし、本業務の責任者となる予定の者は原則出席すること。

(4) 留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、抜粋した資料を説明資料として付してもよい。
- ・パソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。プロジェクター、スクリーン、延長コードは西ノ島町で用意する。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングは、非公開とする。

12. 審査結果

審査結果は、1週間以内に電子メールにて連絡し、後日書面にて通知する。

13. 契約の締結

契約予定者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。契約金額は、契約予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において、決定する。

尚、仕様の調整において、双方合意に至らなかった場合は、審査で順位付を行った上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

14. スケジュール

No.	実施内容	実施予定日
1	公告	平成30年10月18日(木)
2	募集要領等に関する質問の受付	平成30年10月18日(木)～11月2日(金)
3	質問書への回答期限	平成30年11月7日(水)
4	参加申込書提出期限	平成30年11月9日(木)午後5時まで
5	参加資格審査結果通知	平成30年11月15日(木)
6	提案書提出期限	平成30年11月22日(木)午後3時まで
7	プレゼンテーション・ヒアリング審査	平成30年11月29日(木) 予定
8	提案審査結果通知	平成30年11月下旬～12月上旬
9	契約締結・公表	平成30年12月上旬

15. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 本募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均が最低水準点に満たない場合

16. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 採用された企画提案書等の著作権は西ノ島町に帰属する。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

17. 事務局

西ノ島町役場総務課危機管理係

〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町浦郷534番地

TEL 08514-6-0101 (課直通)

FAX 08514-6-0683

e-mail soumuka@town.nishinoshima.shimane.jp